

知多市新庁舎太陽光発電設備導入業務仕様書

1 業務名称

知多市新庁舎太陽光発電設備導入業務（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

本業務は、「ゼロカーボン庁内行動計画」に基づき、2030年度までに本市の事務事業から発生する温室効果ガス排出量50%以上の削減を達成するため、P P A方式により、知多市役所新庁舎への太陽光発電設備等の導入、運転管理及び維持管理等を行い、知多市役所新庁舎の平常時の温室効果ガス排出を抑制すると同時に災害時のエネルギーを確保することを目的とする。

3 業務場所

知多市役所新庁舎（知多市緑町25番地の1。以下「本施設」という。）

本施設は、令和8年11月末に完成予定であることに留意すること。

4 総則

(1) 本仕様書は、知多市（以下「発注者」という。）また、発注者から受注した者（以下「受注者」という。）が実施する本業務について適用するものとする。

(2) 本業務は、協定書、契約書、契約約款、関係法令及び本仕様書に基づいて実施するものとする。

5 業務内容

(1) 本施設の現地調査、設備の容量検討及び構造調査並びに各種手続

(2) 太陽光発電設備及び付帯設備（以下「設備」という。）の導入手法の決定

(3) 工事の実施

(4) 設備の運転管理及び維持管理

(5) 本施設へのオンサイトP P A方式による電力供給

(6) 業務終了後の対応

6 業務期間

(1) 基本協定書締結日から設備の撤去完了までを業務期間とする。

(2) 運転期間は、運転開始日から最長で20年間とする。

- (3) 設備の導入時期については原則、令和9年4月末までとする。ただし、電力供給開始時期については、設備の導入完了後、速やかに関係機関との協議を進め、その進捗に合わせて発注者と協議の上、決定する。

7 契約単価

- (1) 発注者は、本施設に供給された電力使用量に契約単価を乗じた額を受注者に支払う。
- (2) 電力使用量は、検定を受けた電力量計により計測されたものとする。
- (3) 契約単価は、電力使用量に対する電気料金単価のみとする。
- (4) 月別又は時間帯別に異なる単価は使用できないものとする。
- (5) 基本料金単価の設定は、行わないものとする。
- (6) 契約単価には、設備の設置、運用、維持管理、撤去、租税公課等、本業務の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めるものとする。
- (7) 契約単価は、原則、契約期間中において一定額とする。なお、今後の社会経済状況に著しい変化があった場合等については、契約単価の見直しを協議できるものとする。

8 本施設の現地調査、設備の容量検討及び構造調査並びに各種手続

(1) 現地調査

本施設の状況を十分に把握するために、資料等の収集、本施設関係者への聞き取り、現地測定、既設設備の確認等の必要な調査を実施する。調査は、設備の設置に係る課題を発注者と協議した上で行うものとする。

(2) 設備の容量検討

ア 設備の容量は、調査結果や電力シミュレーションから適宜精査し、適切な容量とすること。なお、本施設において設備が設置可能な場所は、別紙「太陽光パネル基礎配置図」のとおりとする。

イ 設備により発電した電力について、非常時に発注者が無償で利用できるように、非常コンセント盤等を設ける。

ウ 設備は、本施設の低圧動力盤に接続し、系統への逆潮流は行わない仕様とすること。

(3) 構造調査

ア 設備を設置した際に発生する荷重増加等の影響について、別途発注者から提示する本施設情報を踏まえ、長期荷重、地震力、風圧力、積雪荷重その他外力に対して本施設の耐久性が問題ないことを書面により発注者に報告すること。

イ 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）に基づく垂直積雪量とし、台風等の気象条件への耐久性についても配慮すること。

(4) 各種関係手続

ア 受注者は、現地調査、設備容量検討、構造調査を行い、必要に応じて各種関係手続を行った上で、結果を発注者に提出する。

イ 設備の設置が、建築基準法（昭和 22 年法律第 201 号）や電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）等の各種法令の規定に適合していることが確認できる書類を発注者に提出する。

ウ 発注者が上記調査結果等を確認し、設備設置可能と判断した場合、受注者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項に基づく行政財産目的外使用許可及び行政財産目的外使用料減免を申請する。なお、本施設における設備設置に伴う行政財産使用料は全額免除とする。ただし、本施設の使用許可の期間は知多市公有財産管理規則（昭和 51 年規則第 15 号）の規定により 5 年間であるため、行政財産目的外使用許可及び行政財産目的外使用料減免は 5 年毎に更新し、使用許可期間は業務期間を限度とする。

エ 受注者に提供する面積は、設備の水平投影面積として算定されたものとし、設備については間隔をあけて設置する場合、その隙間の面積を含むものとする。

オ 各種法令の規定に基づき届出等手続を要する場合には、受注者が所管官庁にて必要な手続を行う。特に、設備に係る建築基準法の高さ制限等、各種法令に適合するよう十分に留意すること。また、各種法令の規定に基づく設備の設置・維持管理及び届出等の手続に関する負担は受注者が負うこと。

カ 受注者は、本施設において、発注者が契約している（契約予定の）系統からの電力供給契約事業者（以下「系統電力供給契約事業者」という。）に設

備の設置に関する必要な情報を提供するとともに、発注者が系統電力供給契約事業者と契約内容等について調整が必要な事項等について把握し、発注者に報告すること。また、設備の設置、運転に関して発注者と系統電力供給契約事業者との調整が必要になった場合は支援すること。

9 設備の導入手法の決定

(1) 太陽光発電設備

ア 設備は別紙「太陽光パネル基礎配置図」に示す基礎に据え付けるものとし、建築基準法施行令第39条及びJIS C8955(2017)「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところにより、風圧力、自重、積雪並びに地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。

イ 設備の固定は、建築設備耐震設計・施工指針(最新版)に基づき行うものとする。設計用地震力の計算の際は、耐震性能は耐震クラスSを適用すること。

ウ 設備のうち、パワーコンディショナは以下の基準を満たすこと。

(ア) JET認証を取得したものであること又はJET認証に相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。

(イ) 「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度」(JC-S-TAR)における★1(レベル1)以上を取得していること。

(ウ) 別紙「パワーコンディショナ設置位置図」に示す位置に設置すること。

なお、配線・機器等設置に当たり、本施設側に穴あけ等をする際は、発注者と協議の上、穴あけ箇所及び処置方法を決定すること。

(エ) 本施設の無線通信等を妨害しない仕様とすること。

(2) その他の事項

ア 受注者は、本施設を本業務以外の用途に使用してはならない。

イ 受注者が本仕様書に定める事項を履行しないときは、本施設の提供を取り消すことがある。この場合、受注者の責任と負担において本施設から設備を速やかに撤去し、撤去により防水層等を破損した場合には受注者の負担で修復を行うこと。

ウ 設備の設置時に防水層等の既存施設を破損した場合は受注者負担で修復を

行うこと。

エ 受注者は、施設管理者への説明業務（工事・運営に関する内容説明、非常時の設備操作説明、マニュアル作成等）を行うこと。

内容等については発注者と協議の上で決定する。

オ 受注者は、各種補助金を活用する場合には、申請等について発注者と協議するとともに、申請書等の提出に当たってはあらかじめ発注者の承認を得ること。

10 工事の実施（工事における配慮事項・安全対策・停電対応）

(1) 工事に当たっては、原則として公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）及び公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）に準拠して施工すること。ただし、特別な事情が生じた場合は、別途協議により決定する。

(2) 設備に係る設計、材料、工事、維持管理に当たっては、電気事業法、建築基準法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第180号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の関係法令を遵守するものとする。

(3) 設備の設置の条件は、以下のとおりとする。

ア 設備のうち架台は、予め設けられている太陽光パネル基礎に設置するものとし、防水加工を施すなど、本施設の防水機能に影響が無いよう施工すること。

また、設備に起因する雨漏り等が生じた場合は、受注者の責任及び負担で必要な措置を取ること。

なお、本施設側の防水仕様は、別紙「屋上機器類基礎図（保護防水）」のとおりにする。

イ 日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、十分配慮した設計・施工をし、影響が懸念される場合には対策を施すこと。

地域住民及び本施設管理者から苦情等があった場合は、受注者の責任により、誠実かつ速やかに適切な対応を行うこと。

ウ 受注者は本施設への設備導入に先立って、詳細設計を行い、平面図、立面

図、電気設備図面（P D F 形式データ）、工程表等を発注者に提出し、確認を受けること。

エ 施工に当たり、発注者が施工に係る書類を求めるときは、別途提出すること。

オ 施工に当たり、本施設の利用や安全に支障が起きないように、本施設管理者と協議の上、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し、実施すること。

カ 既設設備等の保守点検や本施設の維持管理に支障を生じさせない計画とすること。

キ 業務期間中、発注者の職員等が行う本施設の管理及び点検等のための屋上等の立入りに支障が生じないようにすること。

ク 設備に係る配線ルートについては、本施設の保安上・管理上支障がないルートを選定の上、発注者との協議により決定すること。設備には、本施設の電気工作物と識別ができるように要所に本業務のものであることが分かるような表示を行うこと。

ケ 設備の設置に際しては、本施設に停電が発生しない方法を優先すること。

停電を伴う場合は、工事計画書（工事概要、作業や停電等に係るタイムスケジュール等）を作成し、発注者と事前協議の上、発注者の電気主任技術者にも報告を行い、その指示に従うものとする。

コ 工事中の安全対策の実施、本施設管理者及び近隣住民との調整等は受注者において十分に行うこと。

サ 工事完成時には、現場で発注者の確認を受けること。

また、完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書、完成図面、及び各種許認可書の写し等）を1部作成し、発注者に引き渡すものとする。

なお、完成図面は、P D F 形式データのほかに J W _ C A D 及び元のデータ形式を提出すること。

シ 作業範囲は養生すること。

また、必要に応じて、通路や資材置場なども各部養生すること。

なお、資材の搬入等のために足場を設置する場合は、本施設側の壁等への

穴開けは不可とする。

ス 設置作業において発生する軽微な工事、補修等については、本業務の作業範囲として実施すること。

11 電力供給・維持管理（保安・点検）・報告・非常時等の基本仕様

受注者は、設備による電力供給・維持管理・報告を行う。また、非常時においては適切な対応を行うものとする。条件については以下のとおりとする。

(1) 受注者は、発注者の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努め、適切な保守点検計画を提出すること。

さらに、設備が故障した場合は、直ちに発注者の電気主任技術者に連絡の上、受注者の責任と負担において修理を行うこと。

なお、毎年1回以上点検を行い、積雪による故障や、腐食、さび、変形、基礎の沈下、隆起、ボルト、金具のゆるみ等の確認を行うものとする。

(2) 電気主任技術者は、受注者の負担で用意すること。

(3) 受注者からの技術提案内容が達成できないことによる損失は、原則として、受注者の負担とする。

(4) 業務実施中に、発注者による改修工事等により本施設に雨漏り等が生じた場合には、受注者は原因究明に協力すること。

(5) 業務実施中に本施設に雨漏り等が生じ、原因が受注者による設備設置に起因する場合には、受注者負担により速やかに修復すること。

(6) 設備に異常又は故障があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、受注者は速やかに修理等を実施し、機能の回復を行うこと。

(7) 設備を設置した本施設について、発注者が別途、改修工事等を実施する際は、必要に応じて設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置に応じること。

また、設備の移設に伴う費用負担が発生した場合、発注者の費用負担とする。

移設に伴う設備の運転停止期間に関しては、業務期間に含まれないものとし、その間の発注者による売電収入補償は行わない。

(8) 業務期間中に本施設の移譲や売却などを行う場合は、同等の条件でP P A事

業を継続することを条件として移譲等を行うほか、必要に応じて設備を移設する他の公共施設を提示し、発注者が移設費用の全部を負担する。

移設後の契約条件については発注者と受注者で協議の上定める。

(9) 発注者が自家消費した電力に付随する二酸化炭素排出削減等の環境価値については、発注者に帰属するものとする。

(10) 受注者は、当該設備を設置した本施設について、設備導入による温室効果ガス排出量削減効果の検証方法を発注者に提示し、運転期間中において実際の削減効果の検証を行うこと。

受注者は、検証結果を毎年発注者に報告し、発注者は、それを確認する。

(11) 大規模地震、大型台風等の災害発生後は原則として設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。

12 責任分担の基本事項

業務実施に当たり予測される「リスクと責任分担」については、下記及び「仕様書 15 予想されるリスクと責任分担」のとおりとする。

また、これに定めのないものは協議により決定する。

(1) 受注者は本業務により、発注者及び第三者に損害を与えないようにすること。

なお、損害が発生した場合に備え、損害保険として、火災保険、地震保険及び賠償責任保険（もしくはこれらと同等の補償内容の他の保険）に加入し、発注者へ保険証券の写しその他の加入を証する書類を提出すること。また、発注者及び第三者に損害を与えた場合は、受注者が補償責任を負い、受注者の責任において速やかに対応するものとする。

受注者が責任を負うべき事項で、発注者が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。

(2) 受注者は、運転期間終了後又は受注者の都合により業務期間の途中で本業務を中止した場合は受注者の費用負担により設備の撤去を行い、原状回復を行うものとする。ただし、発注者が希望した場合は、設備の所有権を発注者に移転するものとする。

(3) 受注者は、運転期間満了の1年前に、前年度の発電状況及び設備の劣化調査

状況を発注者に報告すること。

- (4) 受注者は本業務上知り得た内容、情報等を発注者の許可なく第三者に漏らしてはならない。

13 その他

発注者が保有する資料について、受注者から本業務の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、発注者の判断において貸与するものとする。

貸与を受ける受注者は、貸与資料の目録を作成するとともに、業務完了後に全貸与資料を返納又は処分しなければならない。

本業務の目的を達成するために必要な事項は、本仕様書に定めのないことであっても、実施するものとする。

その他、本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき又は定めのない事象が発生したときは、発注者と受注者で協議して決定するものとする。

14 提出書類一覧

番号	提出書類	提出期日
1	業務計画書	設備施工前
2	施工計画書 ※ 以下は確実に記載すること ・実施工程表 ・施工体系図 ・施工体制台帳 ・仮設計画	設備施工前
3	現場代理人及び主任（監理）技術者届	設備施工前
4	各種設計図書（平面図、立面図、電気設備図等）	設備施工前
5	構造調査報告書	設備施工前
6	各種関係手続報告書	設備施工前
7	目的外使用許可申請書及び目的外使用料減免申請書	設備施工前
8	各種完成図書（機器仕様図、取扱説明書、完成図面、各種許認可書の写し等）	運用開始前
9	保守点検計画書	運用開始前
10	維持管理業務中の緊急連絡先及び担当者	運用開始前
11	保険に関する書類	運用開始前
12	温室効果ガス排出量削減効果検証結果報告書（年1回）	各年度終了（3月31日）から 30日以内

15 予想されるリスクと責任分担（１／２）

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			発注者	受注者
共通	募集要項の誤り	実施要領や仕様書の記載事項に重大な誤りがある場合	○	
	提案書類の誤り	提案書類の誤りにより目的が達成できない場合		○
	第三者賠償	設備に起因する騒音・振動・漏水・脱落・飛散等による場合		○
	安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全		○
	法令・条例等の変更	設計・建設・維持管理に影響のある法令・条例等の変更		○
	保険	設備の設計・建設における履行保証保険及び維持管理期間のリスクを補償する保険		○
	業務の中止・延期	発注者の指示によるもの（受注者に起因するものを除く）	○	
		発電開始に必要な許可等の遅延によるもの		○
		受注者の業務放棄、破綻によるもの		○
	契約不適合	設備に係る契約不適合責任		○
	不可抗力	天災・暴動等による業務の変更・中止・延期	○	○
計画・設計段階	物価	物価変動		○
	応募にかかる費用	応募に係る旅費・印刷代等の負担		○
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○

15 予想されるリスクと責任分担（２／２）

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			発注者	受注者
建設段階	物価	物価変動		○
	用地の確保	資材置き場の確保に関する本施設管理者との調整	○	○
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による電力供給（運転）開始の遅延		○
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
	一時的損害	発電開始前に工事目的物等に関して生じた損害		○
支払関連	支払遅延・不能	電気使用料の支払いの遅延・不能によるもの	○	
	金利	市中金利の変動		○
維持管理関連	計画変更	用途の変更等、発注者の責による業務内容の変更	○	
	維持管理費の上昇	維持管理費用の増大		○
	天候不良	天候不良による発電量の減少		○
	本施設低圧トランスの二次側（負荷側）に接続損傷	設備に係る事故・火災による本施設及び設備の損傷		○
		設備に起因する本施設への障害		○
		本施設に起因する事故・火災による本施設及び設備損傷	○	
保証関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
		仕様不適合による本施設・設備への損害、本施設運営・業務への障害		○